議員提出議案第2号

畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月13日

坂	野	経3	三郎		
語	堂	正	範		
西	村	弥	子		
鹿	島		功		
浜	田	妙	子		
中	島	規	夫		
斉	木	正			
広	谷	直	樹		
福	間	裕	隆		
島	谷	龍	司		

畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症による経済への影響が続く中、飼料の大半を海外からの輸入 に依存している我が国では、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等の影響を受け、 配合飼料や輸入乾牧草などの家畜飼料の直近の価格が、令和2年度と比べ約2倍近くまで 上昇している。

畜産経営におけるコストの大半が飼料費である現状では、このような飼料価格の高騰により畜産・酪農経営への影響が深刻となっている。

特に、酪農には、肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)や肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)のような経営安定制度がないことに加え、酪農業にとって貴重な副産物収入であった乳牛の雄の新生子(ヌレ子)価格も令和2年と比べ70%以上下落するなど経営悪化に歯止めがかからない状況となっている。

さらに、11月の乳価上昇に伴い乳製品の需要が低下したため、牛乳の販売量が7~8% も減少し、地域によっては減産のために貴重な資源である乳牛の廃用が進められるなど、 乳製品生産現場は危機的な状況になっている。

今後の飼料価格の動向次第では、事態はさらに深刻化し、我が国の畜産・酪農家が壊滅的な打撃を受ける恐れがあることから、飼料価格高騰の影響を可能な限り緩和し、畜産・酪農家の負担を軽減するよう積極的に取り組む必要がある。

よって、国においては、畜産・酪農家の経営安定を図るため、次の事項につき、特段の 措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産・酪農家の経営への影響緩和のため、飼料 価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、早急に配合飼料価格安定制度の見直 しを行うこと。
- 2 安定した牛乳生産が可能となるように、酪農においても牛マルキンや豚マルキンのような経営安定制度を導入すること。

- 3 子牛価格安定基金制度においてヌレ子も対象となるような措置を直ちに講ずること。
- 4 牛乳・乳製品の消費拡大を促進するキャンペーン及び支援策を直ちに講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥取県議会

 衆
 議
 院
 議
 長

 参
 議
 院
 議
 長

 内
 閣
 総
 理
 大
 臣
 様

 財
 務
 大
 臣

 農
 林
 水
 産
 大
 臣